

確定申告 (市県民税申告) の受け付けが始まります

くわしくは 所得税の確定申告について…鹿沼税務署 ☎0289-64-2151
市県民税申告について…税務課 市民税係 ☎21-5113

鹿沼税務署での確定申告

期間…2月16日(火)～3月15日(月)午前9時～午後4時

※土曜・日曜日、祝日を除く

会場…鹿沼商工会議所アザレアホール
(鹿沼市睦町287-16)

※申告をする際は入場整理券が必要になります

※確定申告会場開設期間中は、鹿沼税務署庁舎では申告相談を行っていません

※上記の期間外は鹿沼税務署で申告してください
(こちらも1月～3月は入場整理券方式となります)

※還付申告の時期や入場整理券の取得方法については、鹿沼税務署にお問い合わせください

日光市内での確定申告・市県民税申告

期間…2月16日(火)～3月15日(月)

※土曜・日曜日、祝日を除く

※市県民税申告および所得税の還付申告は、2月1日(月)から各地域で受け付けを行います。

※鹿沼税務署から書類(はがきや申告用紙など)が送付された方は、その書類をお持ちください

※会場および詳細については同時配布の「申告のお知らせ」をご覧ください



申告の受け付けについて皆さんへのお知らせとお願い

■新型コロナウイルス感染予防のために

- ・申告会場へ来場される際は、マスクの着用をお願いします
- ・発熱など、体調不良の場合は来場をご遠慮ください
- ・会場は定期的に換気を行いますので、暖かい服装でお越しください



■申告受け付けについて

- ・郵送での提出やe-Tax(電子申告)での申告にご協力をお願いします
申告書の様式は市税務課、各行政センター市民サービス係、各地区センター・出張所、市民サービスセンターで配布しています(数に限りがありますので、可能な方は国税庁のホームページから印刷をお願いします)。
市県民税申告書は市ホームページから印刷できますのでご利用ください。

確定申告書の提出先 → 鹿沼税務署
市県民税申告書の提出先 → 日光市役所 税務課 市民税係

- ※ e-Taxなどの詳細については国税庁のホームページや「申告のお知らせ」をご覧ください
- ・昨年まで開設していた中央公民館会場の e-Tax コーナーは、今回は設置しませんのでご注意ください
ご自身のスマートフォンやパソコンを使用して作成・提出をお願いします。
- ・住宅借入金等特別控除の初年分の申告は、市内会場では受け付けできません
鹿沼税務署での申告か、ご自身で申告書を作成して鹿沼税務署へ郵送で提出をお願いします。
※初年分を申告済みで2年目以降の分について申告する方は受け付けできますので、必要書類を持参の上来場してください
- ・医療費控除の申告には、領収書ではなく「医療費控除の明細書」の添付が必要です
申告会場に来場する際は、必ずご自身で作成して持参ください(医療保険者から交付を受けた「医療費通知」がある場合は、通知を添付することで明細書の記載を簡略化できます)。
※領収書は申告の際には必要ありませんが、5年間ご自宅で保管をお願いします

申告の準備にお役立てください【申告のお知らせ】はじまります！ 税の申告

申告に必要な書類や持ち物など詳細については、今月の広報と一緒に配布した【申告のお知らせ】はじまります！ 税の申告」に記載していますので、お役立てください。

税の申告をしないとどうなるの？

市県民税の申告は、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの金額を計算する資料にもなります。令和2年中に無収入で税法上の扶養になっていない方、収入が障害年金・遺族年金のみの方は、未申告のままですと正確な税額の計算ができず、低収入による保険税(料)の軽減を受けられない場合があります。

収入があるのに未申告だと、さまざまな給付・手当の金額や公営住宅の家賃などの正しい算定ができません。

また、就学や融資のために必要な各種税証明などの発行ができない場合があります(勤務先からの給与支払報告書や日本年金機構などからの公的年金等支払報告書が提出されている場合を除く)。

寡婦(寡夫)控除を見直し、ひとり親控除が新設されました(未婚の方も対象になりました)

ひとり親控除とは…性別にかかわらず、その年の12月31日の現況で婚姻をしていないまたは配偶者の生死の明らかでない場合で、生計を共にする子を持つ方を対象とした控除です。

ひとり親控除の新設に伴い、令和2年分の申告から特別の寡婦控除と寡夫控除はひとり親控除に統合されました。詳しくは下表をご覧ください。

障害者控除もお忘れなく…市県民税は、障害者控除(本人が障がい者の場合)や寡婦控除・ひとり親控除などが適用されると、合計所得金額が135万円まで非課税となります。

※勤務先での年末調整や、公的年金などの「扶養親族申告書」などによって既に申告している場合は、改めて申告をする必要はありません

1. 寡婦控除・ひとり親控除

税法上、配偶者と死別した場合や離別した場合、未婚で子どもを持つ場合は、税額の軽減を受けることができます。

適用を受けるためには、一定の要件(下表)があります。(令和2年12月31日が基準日)。どちらの控除も住民票に事実婚の記載がないことが条件です。

表：寡婦控除・ひとり親控除の適用を受けるための要件

寡婦 (AまたはBのどちらかに該当する方) ※ひとり親控除に該当しない女性	A…下の3つの要件の全てに当てはまる人 (1)夫と死別や離別した後、婚姻していない、または夫の生死の明らかでない (2)子以外の扶養親族がいる (3)合計所得金額が500万円以下である
	B…下の2つの要件の全てに当てはまる人 (1)夫と死別した後、婚姻をしていない、または夫の生死の明らかでない (2)合計所得金額が500万円以下である
ひとり親 ※性別は関係ありません	下の3つの要件の全てに当てはまる人 (1)基準日時点で婚姻をしていない(事実上婚姻関係にあると認められる人がいない)または配偶者の生死の明らかでない (2)所得48万円以下の生計を共にする子(※)がいる、または子を扶養親族としている (3)合計所得金額が500万円以下である

※その子が他の人の控除対象配偶者や扶養親族になっている場合は除きます

2. 障害者控除

心身に障がいのある方、または心身に障がいがある親族を税法上の扶養親族としている方は、税額の軽減を受けることができます。

適用を受けるには、次の①～⑤のいずれか1つが必要です(令和2年12月31日基準)。

①身体障害者手帳(赤色)／②療育手帳(緑色)／③戦傷病者手帳(黒色)／④精神障害者保健福祉手帳(青色)／⑤障害者控除対象者認定書

※障害者手帳(身体・療育)の交付を受けていない場合であっても65歳以上の高齢者で、身体障がい者または知的障がい者に準ずる方について、介護保険の要介護認定の資料を基に障害者控除の対象になるかどうかを判定します。対象と認められる場合は、申請により申告時に必要となる「⑤障害者控除対象者認定書」を発行します。申請は市の高齢福祉課、または各行政センター市民サービス係で受け付けています

※青色または白色事業専従者に該当する場合は、税法上の扶養親族になれません

申告の受け付けは、市民の皆さんに直接関わる仕事です。受け付けの際には、税金の仕組みを正しく理解していただけるよう、親切で分かりやすい説明を心掛けたいと思います。

なお、約1カ月の短い期間に1万件近くの申告を受けるため、申告会場は非常に混雑します。マスクの着用など新型コロナウイルス感染対策をした上でご来場いただきますようお願いいたします。

申告についてご不明な点がありましたら、お早めに税務署や税務課市民税係までご相談ください。



税務課市民税係 伴勇輝 主事

「ご不明な点は」相談ください

担当者から